○重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

（昭和48年9月29日条例第39号）

改正　昭和52年3月25日条例第11号　昭和53年12月22日条例第64号　昭和57年6月30日条例第20号
昭和58年1月28日条例第5号　昭和59年10月1日条例第10号　昭和59年12月24日条例第18号
昭和63年9月26日条例第13号　平成元年9月29日条例第53号　平成6年12月26日条例第42号
平成10年3月16日条例第14号　平成11年3月15日条例第6号　平成12年12月26日条例第61号
平成13年3月13日条例第23号　平成14年3月20日条例第11号　平成14年9月20日条例第19号
平成15年3月19日条例第11号　平成16年6月29日条例第12号　平成17年3月18日条例第8号
平成18年3月22日条例第19号　平成18年9月15日条例第43号　平成19年3月15日条例第7号
平成20年3月19日条例第14号　平成20年9月12日条例第30号　平成21年3月23日条例第9号
平成22年3月18日条例第3号　平成24年3月16日条例第7号　平成26年9月11日条例第15号
平成27年3月13日条例第14号

（目的）

第1条　この条例は、重度心身障がい者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において「重度心身障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（以下「身障手帳」という。）の交付を受けた者（以下「身体障がい者」という。）であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる1級、2級又は3級（心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害に限る。）に該当する者

(2)　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障がい者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医療機関の医師において重度の知的障がい（知能指数がおおむね35以下、なお、肢体不自由、盲、ろうあ等の障がいを有する者については、おおむね50以下であって、日常生活において介護を必要とする者）と判定され、又は診断された者

(3)　精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳（以下「精神保健手帳」という。）の交付を受けた者（以下「精神障がい者」という。）であって、精神保健福祉法施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に掲げる1級に該当する者

2　この条例において「ひとり親家庭等の母又は父及び児童」の「母」、「父」及び「児童」とは、次の各号に該当する者をいう。

(1)　「母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない者のうち、次のいずれかに該当するものであること。

ア　18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は監護している者

イ　18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者

(2)　「父」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、生活保護法による保護を受けていない者のうち、前号ア又はイのいずれかに該当するものであること。

(3)　「児童」とは、次のいずれかに該当するものであること。

ア　ひとり親家庭の母又は父に現に扶養され、若しくは監護され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者（引き続いて特別支援学校の高等部（専攻科を除く。）に在学する者にあっては、在学する期間を含む。）

イ　ひとり親家庭の母又は父に現に扶養され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者

3　この条例において「医療保険各法」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)　健康保険法（大正11年法律第70号）

(2)　船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3)　国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(4)　私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(5)　国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(6)　地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(7)　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）

4　この条例において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による被保険者（健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

5　条例第4条に定める「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をいう。

6　この条例において「基本利用料」とは、高確法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。

7　この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

8　この条例において「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

9　この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるも

のをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(助成の対象)

第3条　町長は、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者である重度心身障がい者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童であって、次の各号のいずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障がい者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費(重度心身障がい者のうち精神障がい者にあっては、入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあっては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。)について助成する。

(1)　生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(2)　児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている者

(3)　重度心身障がい者で、次のいずれかに該当する者

ア　所得の額が、規則で定める額以上であること。

イ　重度心身障がい者の生計を主として維持する配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)の所得の額が、規則で定める額以上であること。

ウ　65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者又は同法の規定による医療を受けている場合においては、規則第2条第1号及び高確法第67条第1項第2号に掲げる者以外の者。

(4)　ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者

ア　ひとり親家庭の母又は父の所得の額が、規則で定める額以上であること。

イ　ひとり親家庭の母又は父の生計を主として維持する扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。

ウ　両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の養育者(以下「養育者」という。)の所得の額が、規則で定める額以上であること。

エ　養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。

(助成の額)

第4条　医療に関する経費の助成の額は、医療費から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とする。ただし、受給者が15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの期間にある場合は、一部負担金は生じないものとする。

2　町長は、第2条第6項に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(受給者証の交付申請)

第5条　医療に関する経費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を町長に提出するものとする。

(受給者の決定等)

第6条　町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し医療に関する経費を助成すべきものと認めたときは、その助成の決定をするものとする。

2　町長は、前項の規定により助成を決定したときは、当該医療に関する経費の助成を申請した者に対し、医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

(受給者証の提示)

第7条　前条第1項の規定により医療に関する経費の助成の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示するものとする。

(助成の方法)

第8条　医療に関する経費の助成は、町長がその額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2　町長は特に必要であると認めたときは、前項の規定にかかわらず助成する額を受給者に支給することにより行うことができる。

(届出の義務)

第9条　受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を速やかに町長に届出なければならない。

(1)　氏名、住所等を変更したとき。

(2)　第3条の規定に該当しなくなったとき。

(助成の終了)

第10条　町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日から、この条例による医療に関する経費の助成を行わないものとする。

(1)　第3条の規定に該当しなくなったとき。

(2)　死亡したとき。

(損害賠償との調整)

第11条　町長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第12条　町長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた者又はその保護者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第13条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

附　則(昭和52年3月25日条例第11号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附　則(昭和53年12月22日条例第64号)

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附　則(昭和57年6月30日条例第20号)
この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附　則(昭和58年1月28日条例第5号)
(施行期日)
1　この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
(経過措置)
2　この条例施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則(昭和59年10月1日条例第10号)
この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和59年12月24日条例第18号)
この条例は、公布の日から施行し、昭和60年1月1日から適用する。

附　則(昭和63年9月26日条例第13号)
この条例は、公布の日から施行し、昭和63年7月1日から適用する。

附　則(平成元年9月29日条例第53号)
この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成6年12月26日条例第42号)
(施行期日)
1　この条例は、平成7年1月1日から施行する。
(標準負担額に関する経過措置)
2　この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の条例第2条中「健康保険法第43条の17第2項に規定する標準負担額」とあるのは、「600円(健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額)」とする。

附　則(平成10年3月16日条例第14号)
この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附　則(平成11年3月15日条例第6号)
この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附　則(平成12年12月26日条例第61号)
この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附　則(平成13年3月13日条例第23号)
(施行期日)
1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第2号イの改正規定及び第3条に2号を加える改正規定は、平成13年10月1日から施行する。
(経過措置)

2　改正後の重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例第3条第4号及び第5号の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則(平成14年3月20日条例第11号)
この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成14年9月20日条例第19号)
(施行期日)
1　この条例は、平成14年10月1日から施行する。
(経過措置)
2　この条例による改正後の(中略)重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例(中略)の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則(平成15年3月19日条例第11号)
この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附　則(平成16年6月29日条例第12号)
(施行期日)
1　この条例は、平成16年10月1日から施行する。
(経過措置)
2　この条例による改正後の重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
(白糠町精神障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)
3　白糠町精神障害者医療費の助成に関する条例(昭和54年白糠町条例第22号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附　則(平成17年3月18日条例第8号)
この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附　則(平成18年3月22日条例第19号)
(施行期日)
1　この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
2　この条例による改正後の重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則(平成18年9月15日条例第43号)
この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附　則(平成19年3月15日条例第7号)
この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成20年3月19日条例第14号)
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成20年9月12日条例第30号)
この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附　則(平成21年3月23日条例第9号)
この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附　則(平成22年3月18日条例第3号)
この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成24年3月16日条例第7号)
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附　則(平成26年9月11日条例第15号)
この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附　則(平成27年3月13日条例第14号)
(施行期日)
1　この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
2　この条例による改正後の重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

○重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

（昭和48年9月29日規則第21号）

改正　昭和52年3月28日規則第3号　昭和58年2月1日規則第3号
昭和58年3月31日規則第13号　昭和60年8月21日規則第21号
昭和62年4月1日規則第13号　昭和62年7月28日規則第20号
平成6年12月30日規則第44号　平成9年9月17日規則第26号
平成13年3月30日規則第16号　平成14年9月30日規則第36号
平成15年9月30日規則第32号　平成16年9月30日規則第22号
平成17年9月30日規則第26号　平成18年9月29日規則第54号
平成19年3月30日規則第18号　平成20年3月31日規則第28号
平成20年9月29日規則第44号　平成20年12月25日規則第52号
平成27年3月31日規則第13号　平成27年12月30日規則第28号
平成28年3月31日規則第27号

（趣旨）

第1条　この規則は、重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年白糠町条例第39号以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一部負担金）

第2条　条例第2条第5項の規定による一部負担金の額は、次のとおりとする。

(1)　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療被保険者が同法の規定により負担すべき額（基本利用料、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、44,400円とし、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第3項の規定にかかわらず、12,000円とする。

(2)　前号の場合において、受給者が3歳未満（3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの期間を含む。）又はその属する世帯員全員が市町村民税非課税者の場合は除くものとする。

（一部負担金と基本利用料の合算）

第2条の2　前条第1号の場合であって受給者が条例第2条第6項に規定する基本利用料を負担した場合には、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。

（条例第3条第3号及び同条第4号に規定する所得の額等）

第3条　条例第3条第3号及び同条第4号に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法は、別表によるものとする。

（受給者証の交付申請）

第4条　条例第5条の規定による医療に関する経費の助成を受けようとする者又は保護者は、受給者証交付申請書（別記様式第1号又は別記様式第2号）を町長に提出するものとする。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1)　重度心身障がい者医療に関する経費の助成を受けようとする者は、条例第2条第1項第1号に規定する身障手帳又は同項第2号に規定する状態にあることが判定若しくは診断された書類又は同項第3号に規定する精神保健手帳

(2)　ひとり親家庭等医療に関する経費の助成を受けようとする者は、現に児童を扶養又は監護している事実を明らかにすることができる書類

(3)　条例第3条第3号又は同条第4号に規定する受給者又は配偶者若しくは扶養義務者の所得の状況を明らかにする書類

(4)　第2条第2号に規定する者（その属する世帯員全員が市町村民税非課税者に限る。）にあっては、世帯全員が市町村民税非課税者であることを確認できる書類

3　町長は、前項の規定にかかわらず、申請者に添付すべき書類の内容が、公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

4　町長は、第2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

（受給者の決定）

第5条　町長は、条例第6条第1項により受給者であることを決定したときは、重度心身障がい者、ひとり親家庭等医療費受給者証交付、再交付通知書（別記様式第3号）により受給者であることを承認しないことを決定したときは、重度心身障がい者、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（受給者証の交付）

第6条　町長は、条例第6条第1項の規定により受給者であることを決定したときは、申請者に重度心身障がい者、ひとり親家庭等医療費受給者証（別記様式第5号又は別記様式第6号）を交付するものとする。

2　前項の受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は、7月1日から7月31日までとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

（受給者証の再交付申請）

第7条　受給者は、受給者証をき損し、又は亡失したことにより受給者証の再交付を受けようとするときは、重度心身障がい者、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書（別記様式第7号）を町長に提出してその再交付を受けることができる。

（条例第4条第2項に規定する額等）

第7条の2　条例第4条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は、令第15条第3項（同項第2号に掲げる者については、第1号を適用する。）に規定する額とする。

（助成金の交付申請）

第8条　受給者は、条例第8条第2項の規定による医療に関する経費の支給を受けようとするときは、重度心身障がい者、ひとり親家庭等医療費支給申請書（別記様式第8号）を町長に提出するものとする。

（助成金の交付の決定）

第9条　町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、受給者に支給することを決定したときは、重度心身障がい者、ひとり親家庭等医療費支給決

定通知書(別記様式第9号)により当該申請者に通知するものとする。
(届出)
第10条　条例第9条第1号の規定による届出は、氏名又は住所等変更届(別記様式第10号)により同条第2号の規定による届出は、重度心身障がい者、ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届(別記様式第11号)により行うものとし、当該届出書には、受給者証を添付するものとする。

附　則
この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

附　則(昭和52年3月28日規則第3号)
この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附　則(昭和58年2月1日規則第3号)
この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

附　則(昭和58年3月31日規則第13号)
この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附　則(昭和60年8月21日規則第21号)
この規則は、公布の日から施行し、昭和60年1月1日から適用する。

附　則(昭和62年4月1日規則第13号)
この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附　則(昭和62年7月28日規則第20号)
この規則は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附　則(平成6年12月30日規則第44号)
この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附　則(平成9年9月17日規則第26号)
この規則は、平成9年9月19日から施行する。

附　則(平成13年3月30日規則第16号)
この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第1条の次に2条を加える改正規定(第3条を加える部分に限る。)、第2条第1項第3号の改正規定及び附則の次に別表を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

附　則(平成14年9月30日規則第36号)
(施行期日)
1　この規則は、平成14年10月1日から施行する。
(経過措置)
2　この規則による改正後の各規則の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則(平成15年9月30日規則第32号)
この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附　則(平成16年9月30日規則第22号)
(施行期日)
1　この規則は、平成16年10月1日から施行する。
(経過措置)
2　この規則による改正後の重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則(平成17年9月30日規則第26号)
この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附　則(平成18年9月29日規則第54号)
この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附　則(平成19年3月30日規則第18号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成20年3月31日規則第28号)
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成20年9月29日規則第44号)
(施行期日)
1　この規則は、平成20年10月1日から施行する。
(経過措置)
2　この規則施行の際、現に作成されている受給者証がある場合においては、当分の間、これを使用することができる。

附　則(平成20年12月25日規則第52号)
この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附　則(平成27年3月31日規則第13号)
(施行期日)
1　この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
2　この規則による改正後の重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則(平成27年12月30日規則第28号)

（施行期日）
第1条　この規則は、平成28年1月1日から施行する。
（白糠町保育の必要性の認定に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第2条　この規則の施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の白糠町保育の必要性の認定に関する条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町保育の必要性の認定に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。
2　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
（白糠町児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
第3条　この規則の施行の際現に提出されている第2条の規定による改正前の白糠町児童福祉法施行細則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町児童福祉法施行細則の様式によるものとみなす。
2　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
（白糠町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第4条　この規則の施行の際現に提出されている第4条の規定による改正前の白糠町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。
2　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
（白糠町養育医療の給付等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
第5条　この規則の施行の際現に提出されている第5条の規定による改正前の白糠町養育医療の給付等に関する規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町養育医療の給付等に関する規則の様式によるものとみなす。
2　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
（重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第6条　この規則の施行の際現に提出されている第6条の規定による改正前の重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。
2　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
（白糠町精神障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第7条　この規則の施行の際現に提出されている第7条の規定による改正前の白糠町精神障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町精神障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。
2　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
（白糠町地域生活支援事業条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第8条　この規則の施行の際現に提出されている第8条の規定による改正前の白糠町地域生活支援事業条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町地域生活支援事業条例施行規則の様式によるものとみなす。
2　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
（白糠町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正に伴う経過措置）
第9条　この規則の施行の際現に提出されている第9条の規定による改正前の白糠町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の様式によるものとみなす。
2　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成28年3月31日規則第27号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）
第3条に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法
1　所得の額
(1)　条例第3条第3号に規定する所得の額は、前年の所得（1月から7月までの分の医療に関する経費の助成については、前々年の所得とする。以下同じ。）とし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第8条第1項において準用する同令第2条第2項に定める額とする。
(2)　条例第3条第4号に規定する所得の額は、前年の所得とし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第4項に定める額とする。
2　所得の範囲及び所得の額の計算方法
(1)　所得の範囲
ア　条例第3条第3号に該当する場合にあっては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第2項において準用する同令第4条の規定によるものとする。
イ　条例第3条第4号に該当する場合にあっては、児童扶養手当法第9条第2項並びに同法施行令第2条の4第3項及び第3条第1項の規定によるものとする。
(2)　所得の額の計算方法
ア　条例第3条第3号に該当する場合にあっては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第3項において準用する同令第5条の規定によるものとする。
イ　条例第3条第4号に該当する場合にあっては、児童扶養手当法施行

重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則　6/8 ページ
http://legislation-a01.joureikun.jp/joureikun-web/basic/act/JB809/ActPrint/View.do　2016/10/26

令第4条第1項及び第2項の規定によるものとする。

別記様式第1号(第4条関係)
重度心身障がい者医療費受給者証交付申請書
[別紙参照]

別記様式第2号(第4条関係)
ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書
[別紙参照]

別記様式第3号(第5条関係)
(重度心身障がい者／ひとり親家庭等)医療費受給者証(交付／再交付)通知書
[別紙参照]

別記様式第4号(第5条関係)
(重度心身障がい者／ひとり親家庭等)医療費受給者証交付申請却下通知書
[別紙参照]

別記様式第5号(第6条関係)
重度心身障がい者医療費受給者証
[別紙参照]

別記様式第5号の2(第6条関係)
重度心身障がい者医療費受給者証
[別紙参照]

別記様式第5号の3(第6条関係)
ひとり親家庭等医療費受給者証
[別紙参照]

別記様式第6号(第6条関係)
重度心身障がい者医療費受給者証
[別紙参照]

別記様式第6号の2(第6条関係)
重度心身障がい者医療費受給者証
[別紙参照]

別記様式第6号の3(第6条関係)
ひとり親家庭等医療費受給者証
[別紙参照]

別記様式第7号(第7条関係)
(重度心身障がい者／ひとり親家庭等)医療費受給者証再交付申請書
[別紙参照]

別記様式第8号(第8条関係)
(重度心身障がい者／ひとり親家庭等)(医療費／高額療養費)支給申請書
[別紙参照]

別記様式第9号(第9条関係)
(重度心身障がい者／ひとり親家庭等)医療費支給決定通知書
[別紙参照]

別記様式第10号(第10条関係)
(重度心身障がい者／ひとり親家庭等)医療費氏名・住所等変更届
[別紙参照]

別記様式第11号(第10条関係)
(重度心身障がい者／ひとり親家庭等)医療費受給資格喪失届
[別紙参照]